

1 予防接種について

ただいまのさわぐちまさひろ澤口昌広議員のご質問にお答え申し上げます。

予防接種についてであります。国において、予防接種により予防できる病気もあることから、その必要性や安全性、費用に対する効果などを研究し、予防接種を勧める種類や内容を「予防接種法」という法律に定めております。

はしかや風しん、日本脳炎などは、この法律に定められており、積極的に受けていただく必要があることから、本市では、必要性をお知らせし、費用も無料で受けられるように全額助成しております。

また、おたふくなどは病気の予防に効果のある予防接種として行われておりますが、法律に定められていないため、個人の判断で必要に応じて受けることとなります。

なお、水ぼうそうについては、平成26年10月から法律に定める種類に追加されましたので、対象となるお子さんに接種を勧めており

ます。

ご質問のインフルエンザの予防接種であります。65歳以上の方は重症化を防ぐ効果が認められることから、予防接種法に定められているため、本市では、費用の一部を助成しております。

法律の定めがない年齢の子どもについては、個人の判断で受けるものとして、現在のところ助成は行っておりません。

なお、子どもの予防接種については、現在、国の専門家会議で検討しておりますので、市といたしましては、その結果を基に、法律に追加されたものから優先的に費用の助成に取り組んでまいりたいと考えております。

以上申し上げます。澤口昌広さわぐちまさひろ議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。